

進路の手引き

— 高等部 —

大阪府立思斉支援学校

進路指導部

(2024年5月改訂)

も く じ

1. 進路状況	1
2. 卒業後の進路について	2
(1) 就労（企業就労）	
(2) 職業能力開発校（職業訓練校）	
(3) 就労移行支援	
(4) 就労継続支援 ①就労継続支援A型 ②就労継続支援B型	
(5) 自立訓練（生活訓練）	
(6) 生活介護	
(7) 地域活動支援センター	
(8) その他	
3. 高等部3年間の進路指導の進め方	4
4. 相談機関	8
(1) 各区保健福祉センター 福祉業務担当	
(2) 大阪市こども相談センター（旧大阪中央児童相談所）	
(3) 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課 “はーとふる” ぷらざ	
(4) 相談支援事業所	
(5) 公共職業安定所（ハローワーク）	
(6) 大阪市障がい者就業・生活支援センター	
5. 障がい者自立支援事業について	10
● よく利用されるサービスとして 移動支援（ガイドヘルパーの派遣）、日中一時支援事業、 ショートステイ事業、居宅介護	
● 卒業後の暮らしの場として 共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援	
● 利用者負担について	
6. 障がい福祉サービス等の利用にあたって	11
あとがき	12
【資料1】 自立支援事業	13
【資料2】 障がい福祉サービス等の利用手続きの流れ	14
【資料3】 大阪障害者職業能力開発校等について	15
【資料4】 企業就労までの流れ	18
【資料5】 事業所を選ぶための項目例	19

【1. 進路状況】

(過去7カ年の進路状況)

R6.4.1 現在

卒業 年度	在籍 数	進学				就労				職 業 能 力 開 発 校	就 労 移 行 支 援	就 労 継 続 支 援 B 型	自 立 訓 練	生 活 介 護	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	施 設 入 所 支 援 等	そ の 他
		大 学 ・ 短 大	専 攻 科 等	専 修 学 校	各 種 学 校	学 校 ・ 職 安 紹 介	縁 故	家 業	就 労 継 続 支 援 A 型								
平成 29年度	52	0	0	0	0	2	0	0	0	1	9	16	7	13	0	1	3
平成 30年度	55	0	0	0	0	3	1	0	0	0	6	16	10	12	1	4	2
令和 元年度	38	0	0	0	0	1	1	0	0	3	8	12	4	5	0	4	0
令和 2年度	48	0	0	0	0	8	1	0	1	0	5	17	4	9	0	2	1
令和 3年度	47	0	0	0	0	6	1	0	0	0	3	18	8	8	0	0	3
令和 4年度	45	0	0	0	0	8	0	0	1	0	3	14	5	10	0	0	4
令和 5年度	48	0	0	0	0	8	1	0	4	0	2	10	7	10	0	0	6

【2. 卒業後の進路について】

(1) 一般就労

運搬、清掃、包装、製品製造、加工、機械組立、一般事務、生産関連、商品販売、飲食物調理、接客、介護、看護補助など多方面にわたっています。

(2) 職業能力開発校（職業訓練校）

職業に必要な知識・技術などを習得し、職業的自立を図ることを目的としています。

入校選考には、学科試験（国語・数学等）・訓練適性検査・体力検査や面接等があります。大阪には、次の開発校があります。

大阪市職業リハビリテーションセンター

（期間：1年 所在地：大阪市平野区喜連西 6-2-55）

大阪市職業指導センター

（期間：2年 所在地：大阪市住之江区泉 1-1-110）

大阪障害者職業能力開発校

（期間：1年 所在地：堺市南區城山台 5-1-3）

大阪 INA 職業支援センター

（期間：1年 所在地：箕面市稲 6-15-26）

摂津市障害者職業能力開発センター

（期間：1年 所在地：摂津市鳥飼上 5-2-8）

北大阪高等職業技術専門学校

（期間：1年 所在地：枚方市津田山手 2-11-40）

夕陽丘高等職業技術専門学校

（期間：1年 所在地：大阪市天王寺区上汐 4-4-1）

(3) 就労移行支援

「一般企業等への就労を希望する方に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。」

* 就労を希望している方に、事業所内での作業や訓練、企業実習の場をとおして、その人の適正に合った職場探しや、就労後の職場定着のための支援を行います。事業所ごとに様々な訓練内容があり、オフィスのような環境で訓練を行うところや、工場のような雰囲気の中で作業を中心とした訓練を行うところがあります。

利用期間は2年までとなっていますが、利用期間内に一般就労に結びつかなかった方は、就労継続支援 A 型事業所や就労継続支援 B 型事業所を利用して、さらに訓練を続けることができます。

(4) 就労継続支援

「一般企業等での就労が困難な方に対して、働く場を提供するとともに、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。」

* 就労継続支援にはA型とB型があります。（次のページをご覧ください。）

① 就労継続支援A型

雇用型で、事業所と雇用契約を結び、最低賃金が支払われますが、社会保険との兼ね合いで、労働時間は4～5時間です。雇用契約のため、生産性やスキルを求められます。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。

② 就労継続支援B型

非雇用型で、作業に対して工賃が支払われます。主に軽作業ですが、パンの製造や販売、調理補助、清掃など、作業内容は広がっています。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、一般就労などへの移行をめざします。

高等部卒業後すぐにB型を利用するためには、B型利用が妥当かどうかのアセスメントを受ける必要があります。アセスメントは、就労移行支援事業所での連続した5日間の実習によるとされています。年度毎に見直され6月に福祉局から連絡が来次第、対応します。実習は、高等部3年生の夏季休業（他の時期でも可能です）を利用して、原則、居住区内の就労移行支援事業所で受けます。

(5) 自立訓練（生活訓練）

「自立した日常生活または社会生活が営めるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。」

- * 日常生活や社会生活に必要なことを身につける訓練を行います。事業所により独自に訓練プログラムを設定しており、個々の課題に応じた訓練を実施している事業所や授業の形態をとる学習スタイルのところもあります。利用期間は2年までとなっています。

(6) 生活介護（卒業時点の年齢では、障がい支援区分が区分3以上の方が対象）

「常時介護を必要とする方に対して、入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。」

- * 日常生活の支援を受けながら、軽作業や創作的活動を行います。内容は作業中心のところや余暇活動をゆったりと行うところなど、事業所により様々です。入浴サービスや送迎サービスを実施している事業所もあります。

(7) 地域活動支援センター

「障がい者の方々が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うことで、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。」

(8) その他

進学、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練など

* (3)～(7)と(8)の一部は、障がい者総合支援法による自立支援サービスです。自立支援サービスの概要については、【資料1】(13ページ)をご覧ください。

【3. 高等部 3 年間の進路指導の進め方】

1 年生

月	取り組み予定内容
5・6	<ul style="list-style-type: none"> ・進路学習：3年間の流れ・卒後の進路について ・前期実習事前指導 ・前期実習 ・前期実習事後指導
7	<ul style="list-style-type: none"> ・進路保護者説明会
夏季休業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所見学や体験（個人申し込み）
9 10 12	<ul style="list-style-type: none"> ・後期実習事前指導 ・後期実習 ・進路学習（企業の出前授業） ・進路研修（外部講師：清掃業務） ・後期実習事後指導 ・懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ＜後期実習の様子をお伝えし、2年生での実習について相談します＞ ・進路希望調査（福祉事業所はサービス種、障害者職業能力開発校等は校名、就労は職種まで記入していただきます。）
冬季休業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所見学や体験（個人申し込み）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ＜将来の進路や2年生での実習について確認します。＞
春季休業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所見学や体験（個人申し込み）

※7月に進路説明会を実施します。進路希望調査を2年生10月（11月末提出締め切り）実施します。3年生で福祉事業所での実習を希望される場合は、高1・2年時に、複数の事業所で見学や体験をし、提出時に具体的に事業所名をご記入頂けますよう、お願いいたします。

※保護者・担任・進路指導主事による「進路相談」を随時受け付けています。希望される方は担任までご連絡ください。

2年生

月	取り組み予定内容
5・6	<ul style="list-style-type: none"> ・前期実習事前指導 ・前期実習 ・前期実習事後指導 ・進路講話（外部講師）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会 <p><前期実習の様子をお伝えし、後期実習について相談します。></p>
夏季休業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所見学や体験（個人申し込みとなります）
9 10	<ul style="list-style-type: none"> ・後期実習事前指導 ・後期実習事前面接（現場実習を受ける生徒） ・後期実習 ・進路講話（卒業生による体験談） ・現場実習振り返り（一般的に最終日） ・後期実習事後指導 ・進路保護者説明会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・進路希望調査（福祉事業所は事業所名、障害者職業能力開発校等は校名・科目名、就労は職種や企業名まで記入していただきます。）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会 <p><後期実習の様子をお伝えし、3年生での実習について相談します。></p>
冬季休業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所見学や体験（個人申し込み）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会 <p><将来の進路や3年生での実習について確認します。></p>
春季休業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所見学や体験（個人申し込み）

※実習が現場実習（企業等での体験としての実習）となることがあります。現場実習中は、自宅から直接事業所に通所していただきます。

※3年生で福祉事業所での実習を希望される場合は、高1・2年生で、候補になる事業所について、数箇所の事業所を見学や体験をしておかれませう様に、お願いいたします。

保護者・担任・進路指導主事による「進路相談」を随時受け付けています。希望される方は担任までご連絡ください。（行事・出張の関係で日程調整が必要になることがあります。）

3年生

月	取り組み予定内容		
	企業就労に向けて	職業能力開発校 入校に向けて	福祉施設利用に向けて
5・6	<ul style="list-style-type: none"> 前期実習事前指導 企業実習事前面接（対象者） 前期実習 進路講話（卒業生の体験談） 進路講話（外部講師） 前期実習事後指導 進路研修（外部講師：清掃業務） 	<ul style="list-style-type: none"> 前期実習事前指導 前期実習事前面接（対象者・保護者） 前期実習 【注2】 進路講話（卒業生の体験談） 進路講話（外部講師） 前期実習事後指導 B型利用のためのアセスメント実習希望調査、希望者申し込み 	<ul style="list-style-type: none"> 前期実習事前指導 前期実習事前面接（対象者・保護者） 前期実習 進路講話（卒業生の体験談） 進路講話（外部講師） 前期実習事後指導 B型利用のためのアセスメント実習希望調査、希望者申し込み
7	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会 ＜後期実習先確認＞ 	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会 ＜後期実習先、応募予定の能開校・科目確認＞ 	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会 ＜後期実習先確認＞ 後期実習先変更をご希望の場合は早急にご連絡ください。
夏季休業		<ul style="list-style-type: none"> アセスメント実習希望者実習 	<ul style="list-style-type: none"> アセスメント実習希望者実習
9 10	<ul style="list-style-type: none"> 後期実習事前指導 企業実習事前面接 後期実習 	<ul style="list-style-type: none"> 後期実習事前指導 後期実習事前面接（対象者・保護者） 後期実習【注2】 	<ul style="list-style-type: none"> 後期実習事前指導 後期実習事前面接（対象者・保護者） 後期実習
11	<ul style="list-style-type: none"> 後期実習事後指導 	<ul style="list-style-type: none"> 後期実習事後指導 募集要項の案内【注3】 申し込み先確認調査 	<ul style="list-style-type: none"> 後期実習事後指導 利用希望施設への申し込み【注4】 申し込み先確認調査
12	<ul style="list-style-type: none"> 現場実習【注1】 	<ul style="list-style-type: none"> 選考試験（学科、作業、面接等） 	<ul style="list-style-type: none"> 利用の決定→事業所からの返答は年明けになることもあります（利用不可の返答があった場合は、直ちにご相談ください） 各区保健福祉センターへの受給者証の申請（1月中を目処に）【注5】 申請後、利用計画案作成
1～	<ul style="list-style-type: none"> 雇用条件の確認 雇用契約 	<ul style="list-style-type: none"> 結果発表 入校手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 支給決定 利用契約【注6】

※福祉事業所等での実習については、一般的に保護者を含めた「面接打ち合わせ」や「振り返り」がありますので、必ずご参加ください。実習中は、自宅から直接事業所に通所していただきます。

- 【注 1】後期現場実習で採用が決まらなければ、再度実習を行います。
- 【注 2】入校試験で不合格になった場合を考え、前後期実習では企業・福祉事業所での実習を行っています。
- 【注 3】ご家庭よりハローワーク梅田（公共職業安定所）で職業相談を受け、願書を提出します。
また、希望する訓練校に入校相談し、見学をしておく必要があります。
- 【注 4】施設へ御家庭より直接申し込んでいただきます。
- 【注 5】18歳の誕生日の3ヶ月前（3月生まれの方は冬休み中を目途に）から各区の福祉窓口
に申請します。
- 【注 6】施設へ受給者証を提示して、利用の契約をします。

障害福祉サービス等の利用手続きの流れについては、
P14の【資料2】〈障がい福祉サービス等の利用手続きの流れ〉
をご覧ください。

【4. 相談機関】

(1) 各区保健福祉センター 福祉業務担当

各種福祉制度の窓口です。障がい者手帳の交付手続きをはじめ、障がい福祉サービスの利用や日常生活に関することなど、専門機関と連携し、障がいのある方やそのご家庭からの相談に応じます。

■ 本校通学区域の各区保健福祉センター福祉業務担当 所在地

北区	福祉課（一般福祉担当グループ） （TEL:06-6313-9857）	北区扇町 2-1-27
都島区	保健福祉課（福祉グループ） （TEL:06-6882-9857）	都島区中野町 2-16-20
旭区	福祉課（地域福祉グループ） （TEL:06-6957-9857）	旭区大宮 1-1-17
城東区	保健福祉課（福祉グループ） （TEL:06-6930-9857）	城東区中央 3-5-45
鶴見区	保健福祉課（障がい者支援グループ） （TEL:06-6915-9857）	鶴見区横堤 5-4-19

(2) 大阪市こども相談センター（旧大阪市中央児童相談所）

18歳未満の児童を対象に、児童福祉司・児童心理司・医師・教職経験者が相談に応じ、専門的・総合的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や施設入所手続きなどを行います。

○城東区・鶴見区 中央こども相談センター

大阪市中央区森ノ宮中央 1-17-5 （TEL:06-4301-3100）

○北区・都島区・旭区 北部こども相談センター

大阪市東淀川区淡路 3-13-36 （TEL:06-6195-4114）

(3) 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課 “は-とふる” ぴらざ

18歳以上の知的障がいのある方の医学的・心理学的判定を行うとともに、ひとりひとりの状況に応じて各種の相談に応じ必要な助言・指導を行います。

大阪市平野区喜連西 6-2-55 （TEL:06-6797-6562）

(4) 相談支援事業所

障がいのある方やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、介護相談、権利援護のために必要な援助、専門機関等の情報提供等を行います。

■ 本校通学区域の各区障がい者基幹相談支援センター所在地（R6.4.1 現在）

- 北区 北区豊崎6-2-7 マツダビル3階
(TEL:06-6450-8856)
- 都島区 都島区中野町3-4-21 ベルエキップ・オグラン1階
(TEL:06-6355-3701)
- 旭区 旭区森小路2-18-7 Shyt（シート）1階
(TEL:06-4254-2339)
- 城東区 城東区中央1-8-30 パンション真紀2階
(TEL:06-6934-5858)
- 鶴見区 鶴見区今津中2-4-37
(TEL:06-6961-4631)

(5) ハローワーク（公共職業安定所）

障がいのある方の仕事の相談に応じ、職業の指導及び紹介、ならびに就職後のアフターフォローを行います。

本校生徒の求職登録等は、学校が旭区にあることからハローワーク梅田にお願いしています。

■ 大阪市内の各ハローワーク所在地

- 大阪東 中央区農人橋2-1-36 ピップビル1～3階 (TEL:06-6942-4771)
(城東区・鶴見区を管轄)
- 梅田 北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階 (TEL:06-6344-8609)
(北区・都島区・旭区を管轄)
- 大阪西 港区南市岡1-2-34 (TEL:06-6582-5271)
- 阿倍野 阿倍野区文の里1-4-2 (TEL:06-4399-6007)
- 淀川 淀川区十三本町3-4-11 (TEL:06-6302-4771)

(6) 大阪市障がい者就業・生活支援センター

就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方や家族の方が抱える不安や困っていることに応じて、雇用及び福祉の関係機関との協力のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。

■ 本校通学区域の障がい者就業・生活支援センター所在地

- 東部地域担当（北区、中央区、東成区、天王寺区、生野区）
天王寺区東上町4-17（ワークセンター中授内） (TEL:06-6776-7336)
- 北部地域担当（都島区、旭区、城東区、鶴見区）
城東区嶋野東3-2-26（そうそうの杜本部内） (TEL:06-6955-9921)

※ 東部地域担当センターには、「精神障がい者就業支援コーディネーター」「発達障がい者就業支援コーディネーター」を配置しています。

【5. 障がい者自立支援事業について】

(概要については、【資料1】(13ページ)をご覧ください。)

● よく利用されるサービスとして・・・

移動支援（ガイドヘルパーの派遣）

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加にかかる外出の際の移動を支援します。

日中一時支援事業

障がい者の方々の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

ショートステイ事業

障がい者・児を自宅で介護している方が、疾病その他の理由により一時的に介護できない場合に、当該障がい者に原則として7日以内、指定短期入所事業者で宿泊を伴う入所サービスを提供します。

居宅介護

居宅における入浴、排泄、食事、通院の介護等を行います。

● 卒業後の暮らしの場として・・・

共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活する障がい者に対して、必要な家事等の日常生活上の支援を行います。

施設入所支援

施設に入所する方に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事等の介護等を行います。

※ 上記、サービスの問い合わせ等窓口は、各区保健福祉センター福祉業務担当です。

● 利用者負担について

障がい者総合支援法では、サービスの利用に応じて、一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱水費等の実費負担）が必要となります。ただし、負担が重くなりすぎないように、月額負担上限額の設定など所得や収入等に応じたさまざまな負担軽減措置が設けられています。

【6. 障がい福祉サービス等の利用にあたって】

障がい者総合支援法によるサービスを利用するには、各区保健福祉センターにて支給決定並びに受給者証の交付を受けていただく必要があります。介護給付の支給決定には、障がい支援区分の認定を受ける必要があります。

区分とは、障がい者の心身の状態を総合的に示すもので（1～6段階）対象は18歳以上です。（18歳未満は児童福祉法なので、支援区分はありません。）

障がい支援区分認定の判定は、認定調査員が、利用者及び介護者等から調査に関する聞き取りを行った結果や医師の意見書等をもとに行われます。

申請は、18歳の誕生日の3ヶ月前からできます。

※ 区分の認定が必要なのは、介護給付に関するサービスを利用する場合です。

訓練等給付だけを利用する場合は認定調査だけで、医師の意見書は必要ありません。ただし、訓練等給付と並行して、介護給付にあたる居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等を利用する場合には区分の認定が必要となりますのでご注意ください。（短期入所などのサービスを利用しなければならなくなった場合、区分認定を受けていないと利用は1ヶ月ほど先になってしまいます。）

◆手続きの流れは、【資料2】（14ページ）をご覧ください。

★事業所情報の入手先

・各区保健福祉センター福祉業務担当

・福祉事業所が検索できるWEBページ

WAM NET（ワムネット）

<http://www.wam.go.jp/shofukupub/index.jsp>

全国にある事業所・所在地・電話番号などが検索できます。ページ内からgoogleの地図を開くこともできます。

・大阪市のサイト

<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000257854.html>

大阪市内の事業所一覧がサービス種別にPDFファイルで準備されています。

※（どちらの場合も、事業所名・サービス種別・所在地・電話番号などの情報は入手できますが、作業内容などは直接の問い合わせになります。）

～～～ あとがき ～～～

事業所は、単独のサービス事業を行っているところや、ひとつの事業所でさまざまなサービス事業を行っている（多機能型）ところもあります。取り組んでいる内容もパソコンの作業を行なうところや、軽作業のところがあります。事業所のサービスの種類や作業内容が変更されることも珍しくありません。進路決定に向けて、どこの事業所でどのようなサービス事業や作業内容が実施されているかを知ることが大変重要です。情報の収集や見学・体験に早い時期から行っていただくことをお勧めします。

卒業後の進路については、子どもたちの能力や適性に合ったところで、将来の可能性や進路先での展望も見越したうえで慎重に進めていきたいと考えています。日中活動の場だけでなく、今後の暮らし方や余暇活動においても積極的に福祉サービスを利用していただけたらと思います。

【資料 1】 <自立支援事業の概要>

障害者総合支援法によるサービス・給付は目的や役割に応じて下の図にあるようなグループに分類されます。

さまざまな給付などにより、障がいのある方が安心して生活できるように支援します。



※ 緊急の場合は、区保健福祉センターにご相談ください。

大阪市福祉局 障がいがある方のための福祉のあらし

令和5年度版より抜粋(29ページ)

【資料2】 <障がい福祉サービス等の利用手続きの流れ>

◆ 次の の部分の手続きをすすめてください。

支給申請
をします

区保健福祉センター窓口申請書類等を提出します。
同時に、「サービス等利用計画案」作成の進め方を相談してください。
(18歳の誕生日の3ヶ月前、3月生まれの方は冬休み中を目途に)

※ 就労継続支援 B 型利用のためのアセスメント実習の申請とは別の
ものですので、アセスメント実習を受けた方も支給申請が必要です。



障がい支援区分認定

調査員がご家庭を訪問し、本人と面談して認定調査が行われます。必要に応じて(介護給付の申請をした場合など)、ご家庭から主治医に依頼して医師意見書を作成していただき提出します。その後、調査会を経て障がい支援区分が決定されます。(サービスの種類によっては、認定調査だけで障がい支援区分認定が不要な場合があります。)

調査員による訪問日程調整をスムーズに進めないと、手続きが遅れます。また、医師意見書の提出から区分決定までに1ヶ月ほどかかりますので、主治医の診察等の日程調整も余裕を持って進めてください。医師意見書の提出が遅れると利用開始が遅くなります。



計画相談支援※(区保健福祉センターと相談のうえ、相談支援事業者と契約し、計画案の作成を依頼します。)

相談支援専門員が、ご家庭を訪問して面談し「サービス等利用計画案」を作成して区保健福祉センターに提出します。

「サービス等利用計画案」とは・・・サービス利用者を支援するための中心的なトータルプランです。計画案には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスの種類などを記載します。



支給決定・受給者証交付

区保健福祉センターが、提出された書類等を勘案し利用できるサービスの種類や量、期間などを決定のうえ、受給者証を交付します。



事業者との契約
をします

支給決定された内容に基づいて、サービスを提供する事業者と契約を結びます。



サービス利用開始

※ 計画相談支援について

費用… 利用者が負担する費用はありません。

利用利点… 相談支援事業者は、利用者や家族の状況、希望などをよく確かめて計画案を作成し、区保健福祉センターに提出するほか、サービス提供事業者との利用調整や支給決定に基づいた本計画の作成、定期的なサービス利用状況の確認などを行い、いつでも利用者の相談に応じます。

【資料3】 <大阪障害者職業能力開発校等について>

ここでは、募集日程を中心に紹介しています。

詳しくは、当該年度の生徒募集案内を必ずご覧ください。

●ここからは、大阪府のHPで公開された「令和6年度4月・10月入校の生徒募集」からの抜粋です。応募前に各校・施設での入校ガイダンス、入校相談、見学会に参加をした後、原則として居住地を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)【7 ページ参照】で職業相談の上、入校願書を職業相談された公共職業安定所(ハローワーク)へ提出してください。郵送または代理人による願書の受付は行っておられません。**なお、入校願書は、公共職業安定所(ハローワーク)で配付します。**

1 知的障がいのある方を対象とした募集科目・募集人員
(4月入学)

願書受付期間			
一次募集		二次募集	
受付開始	受付締切	受付開始	受付締切
A日程・令和5年 11月1日(水)	A日程・令和5年 11月17日(金)	令和6年 2月16日(金)	令和6年 3月6日(水)
B日程・令和5年 11月20日(月)	B日程・令和6年 1月22日(月)		

校・施設名	科目名	一次募集		二次募集		入校日
		選考試験日	合格発表日	選考試験日	合格発表日	
大阪府立北大阪 高等職業技術専門校	ワークトレーニング	A日程 令和5年 12月6日 (水)	A日程 令和5年 12月14日 (木)	令和6年 3月25日 (木)	令和6年 3月29日 (金)	令和6年 4月11日 (木)
		B日程 令和6年 2月7日 (水)	B日程 令和6年 2月16日 (金)			
大阪市職業 リハビリテーションセンター	ビジネスパー トナー科	令和5年 12月6日 (水) 7日(木)	令和5年 12月14日 (木)	令和6年 2月7日 (水)	令和6年 2月16日 (金)	令和6年 4月10日 (水)
	ワーキングス キル科	令和6年 1月24日 (水) 25日(木) 26日(金)	令和6年 2月5日 (月)	令和6年 2月26日 (月)	令和6年 3月1日 (金)	令和6年 4月10日 (水)
摂津市障害者職業能 力開発センター	実務作業科	令和5年 12月6日 (水)	令和5年 12月14日 (木)	令和6年 2月7日 (水)	令和6年 2月16日 (金)	令和6年 4月8日 (月)

大阪障害者職業能力 開発校	ワークサービ ス科	A日程 令和5年 12月6日 (水)	A日程 令和5年 12月14日 (木)	令和6年 3月25日 (木)	令和6年 3月29日 (金)	令和6年 4月11日 (木)
		B日程 令和6年 2月7日 (水)	B日程 令和6年 2月16日 (金)			
大阪INA職業支援 センター	パン・菓子 製造	令和5年 12月6日 (水)	令和5年 12月14日 (木)	令和6年 2月7日 (水)	令和6年 2月16日 (金)	令和5年 4月9日 (火)
	園芸	7日(木)				
	グリーン ハーベスト	8日(金)				

〈 10月入学 〉

願書受付期間					
A日程		B日程		C日程	
受付開始	受付締切	受付開始	受付締切	受付開始	受付締切
令和6年 6月3日(月)	令和6年 6月28日(金)	令和6年 7月1日(月)	令和6年 7月31日(水)	令和6年 8月1日(木)	令和6年 9月5日(木)

校・施設名	科目名	A日程		B日程		C日程	
		選考 試験日	合格 発表日	選考 試験日	合格 発表日	選考 試験日	合格 発表日
大阪府立夕陽丘 高等職業技術専 門校	ワーク アシス ト科	令和6年 7月12日 (金)	令和6年 7月23日 (火)	令和6年 8月21日 (水)	令和6年 8月29日 (木)	令和6年 9月20日 (金)	令和6年 10月1日 (火)

※ 一次募集に欠員があった場合、二次募集します。

2 募集手続

応募前に、当該校・施設において、訓練の内容説明、入校相談、施設見学をしてください。

(詳しくは校・施設へお問い合わせください。)

入校願書(様式第2号)に必要事項を記入して写真を貼り、原則として、居住地を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)へ提出してください。(校・施設での受付は行っていません。)

郵送または代理人による受付は行っていません。

公共職業安定所(ハローワーク)受付窓口で応募票をお渡ししますので、選考試験日当日、持参してください。

3 選考方法

4月入校

校・施設名	学科試験	その他	
大阪府立北大阪高等職業技術専門校	国語、算数	面接試験	適性検査
大阪市職業リハビリテーションセンター	国語、算数・作文等	面接試験	作業評価、器具検査等
摂津市障害者職業能力開発センター	国語、算数	面接試験	適性検査
大阪障害者職業能力開発校	国語、算数等	面接試験	適性検査
大阪INA職業支援センター	国語、算数	面接試験	適正検査

10月入校

校・施設名	学科試験	その他	
大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校	国語、算数	面接試験	適性検査

4 必要経費

入校選考料、入校料、授業料は無料ですが、教科書代、作業服代、工具代などの実費が必要です。

5 校・施設一覧

施設名	所在地	電話番号
大阪障害者職業能力開発校	〒590-0137 堺市南區城山台 5-1-3	電話 072-296-8311 FAX 072-296-8313
北大阪高等職業技術専門校	〒573-0128 枚方市津田山手 2-11-40	電話 072-808-2151 FAX 072-808-2152
芦原高等職業技術専門校	〒556-0027 大阪市浪速区木津川 2-3-15	電話 06-6561-5383 FAX 06-6561-5318
日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター(外部サイト)	〒538-0042 大阪市鶴見区今津中 2-4-37	電話 06-6961-5521 FAX 06-6961-6268
摂津市障害者職業能力開発センター(外部サイト)	〒566-0062 摂津市烏飼上 5-2-8 ふれあいの里内	電話 072-653-1212 FAX 072-653-0300
大阪INA職業支援センター(外部サイト)	〒562-0015 箕面市稲 6-15-26 あいあいプラザ内	電話 072-729-7021 FAX 072-729-8041
大阪市職業リハビリテーションセンター(外部サイト)	〒547-0026 大阪市平野区喜連西 6-2-55	電話 06-6704-7201 FAX 06-6704-7274
大阪市職業指導センター(外部サイト)	〒559-0023 大阪市住之江区泉 1-1-110	電話 06-6685-9075 FAX 06-6685-8064
夕陽丘高等職業技術専門校	〒543-0002 大阪市天王寺区上汐4-4-1	電話 06-6776-9900 FAX 06-6776-9905

【資料4】＜企業就労までの流れ＞

ここでは、代表的な例を載せています。企業によっては、実習期間外になるなど、異なる進め方になる場合があります。

- 実習
 - ・2年生11月の進路希望調査を考慮して、1年生、2年生での校内実習や現場実習での評価を参考にしながら、学校が企業を紹介し、実習を依頼し、企業から求められる期間の実習を行います。

- 面接
 - ・雇用（採用）の可否を決める面接を受けます。

- 採用可否の通知
 - ・学校長宛に、雇用（採用）の可否が通知されます。

- 雇用契約

【資料5】＜事業所を選ぶための項目例＞

たくさんある福祉事業所の中から、高等部卒業後に利用する事業所を絞っていくには、どのような情報が必要なのでしょうか。説明会への参加や電話での問い合わせの準備として、チェック項目の例を一覧にしましたので、ご利用ください。

チェック項目の例

自宅からの距離					
通所手段と 所要時間	自力	徒歩	自転車	鉄道	バス
	保護者送迎	徒歩	自転車	鉄道	バス
	事業所送迎	家から事業所	駅から事業所		
通所費補助	あり	なし			
開所時間・休み	時 ~ 時		月・火・水・木・金・土・日・祝		
昼食	持参	買いに行く	有料弁当	昼食補助あり	昼食補助なし
活動の中心と その内容	余暇中心		作業中心		
作業の種類	パソコン	内職作業	清掃	その他	
月平均工賃	円				
入浴サービス	あり	料金	なし		
特徴的な取り組み					
利用者の平均年齢 や雰囲気					
一般就労の割合や 就労先					
空き状況・その他					